

明 資 循 第 8 4 号
2023 年 (令和 5 年) 2 月 21 日

明石市長 泉 房穂
(公印省略 環境室資源循環課明石クリーンセンター)

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札 (郵便方式) を実施しますので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 6 及び明石市契約規則 (平成 5 年規則第 10 号) 第 5 条の規定に基づき、下記のとおり公告します。

記

1 対象物品

- | | |
|----------|---|
| (1) 名 称 | リサイクル資源 (金属類) (単価契約) |
| (2) 場 所 | 明石市大久保町松陰 1 1 3 1 資源循環課明石クリーンセンター |
| (3) 概 要 | <ul style="list-style-type: none">・ アルミ成形品・ 鉄成形品・ 破碎鉄・ 粗大鉄・ ベッドスプリング及びソファのスプリング・ 焼却鉄・ 庁内鉄 (明石市役所施設内から排出されたもの) |
| (4) 売却期間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで |

2 入札参加要件 (参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿 (物品・サービス) のサービス業務の部に、契約の種類が不用品の買受で登録されており、かつ、業種区分が「金属」で登録されていること。
- (2) 下記の①から④のいずれかに該当すること。
 - ① 明石市内の本店で登録をしている者 (市内業者)
 - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者 (準市内業者)
 - ③ 兵庫県内の本店で登録をしている者 (県内本店業者)
 - ④ 兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者 (県内支店・営業所等登録業者)
- (3) 登録廃棄物再生事業者であること。(品目に金属くずを含むものに限る。)
- (4) 金属くず商及び古物商の許可を受けていること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則第 3 条の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。

- (8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (9) 公告日において納期限が到来している明石市税（※）を開札日の前日までに完納していること。
※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除く。
- (10) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 入札方法及び契約方法

- (1) 入札金額は、金属類の種類毎の契約希望単価（10kgあたりの税抜き金額）に100を乗じた額に同種類の売却予定量（t）を乗じて得た額の合計額を記載してください。
- (2) 契約については、各種類ごとの単価（税抜）で行うものとし、この契約単価については落札者の入札単価とします。

4 仕様書等のダウンロード

令和5年2月21日（火）から、明石市ホームページでダウンロード可能です。

5 現場説明の申込み

(1) 期間

令和5年2月21日（火）から令和5年2月24日（金）午後3時まで

(2) 方法

ア 現場説明の申込みを希望する者は、上記期間内に明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンターへ現場説明予約申込票（指定様式）をファクシミリ（078-918-5791）により申し込んでください。

イ 申込票受け付け後、明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンターが現場説明の日時等を指定します。

(3) 現場説明の日時

ア 令和5年2月21日（水）から令和5年2月22日（水）までの間に申し込んだ場合

a 午後3時までに申し込まれた方については、申し込み当日の午前9時から午後5時までの間で現場説明の時間を指定します。

b 午後3時以降に申し込まれた方については、申し込み日の翌日以降の午前9時から午後5時までの間で現場説明の時間を指定します。

イ 令和5年2月24日（金）に申し込んだ場合

a 午後3時までに申し込んでください。申し込み当日の午前9時から午後5時までの間で現場説明の時間を指定します。

b 午後2時30分以降に申し込んだ場合は、現場説明予約申込票（指定様式）をファクシミリ送信後、明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンター（078-918-5790）まで着信確認を行ってください。

c 午後3時以降の申し込みは受け付けません。

6 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンターへ仕様書等に関する質問書（指定様式）により提出してください。

令和5年2月21日(火)から令和5年2月28日(火)午後1時まで

FAX: 078-918-5791

明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンター契約担当者 宛

(2) 質問に対する回答

令和5年3月2日(木)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

7 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けてください。

ア 制限付一般競争入札参加申請書(指定様式)

イ 入札書(指定様式)

ウ 廃棄物再生事業者登録証明書(写)

エ 金属くず商許可証(写)

オ 古物商許可証(写)

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な書留等(簡易書留も可)の方法(明石市が受領した事実の証明が不可能な特定記録等の方法は認めません。)にて郵送してください。

ア 令和5年3月2日(木)午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に関する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンターへの郵便物の必着期限は、令和5年3月7日(火)午後5時です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンターへ制限付一般競争入札参加確認書(指定様式)を送付してください。

FAX: 078-918-5791

明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンター 契約担当者 宛

8 開札日時及び場所

- (1) 日時

令和5年3月9日(木)午前10時00分(予定) ※状況により前後します。

- (2) 場所

明石クリーンセンター 管理棟3階 普及啓発室

9 契約保証金

金属類の種類毎の契約単価(10kgあたりの税抜き金額)に100を乗じた額に同種類の売却予定量(t)を乗じ、これにより得た額に消費税相当額を加算した額の合計額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

10 支払条件

月払い

売却代金は、金属類の種類毎の単価(税抜)に同種類の1ヶ月の搬出量を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額の合計額を支払うこと。

11 予定価格（税抜）

9,728,000円

※予定価格を下回る金額で入札を行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

12 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、執行予定総額が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

13 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、総務局財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

15 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札。
- (3) 入札に関する条件に違反した入札。

16 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、いったん全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最高価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。なお、場合によっては明石クリーンセンター及び市役所までお越し願うこともあります。
- (3) 入札結果は、令和5年3月10日（金）から明石市ホームページにて掲載します。

17 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。

- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最高価格入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) その他入札及び契約に関する事項については、総務局財務室契約担当の規定等を準用します。